

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月28日(火) 午前9時00分から10時20分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	10番委員	1番推進委員	8番推進委員
4番委員	11番委員	2番推進委員	11番推進委員
5番委員	12番委員	3番推進委員	12番推進委員
6番委員		4番推進委員	13番推進委員
7番委員		5番推進委員	14番推進委員
8番委員		6番推進委員	15番推進委員
9番委員		7番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 7番委員 8番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第4号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和2年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
新型コロナウイルス感染の全国的まん延を受けて、政府は4月16日に新型コロナウイルス感染の緊急事態宣言を全国に広げました。
農業委員会総会は、法律事務を取り扱う場として実際に委員が参集して協議することになっていきますので、総会は3密を避けるため窓を開けて開催させていただきます。
また、事前に議案書を配布してありますので、時間短縮で総会を終了するようご協力をお願いします。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
7番農業委員と8番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料の1ページ農地法による解約が2件です。

2ページから11ページまで、農業経営基盤強化促進法による解約が50件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告2 農地の利用目的変更についてお願いいたします。

事務局 12ページをお開き下さい。

報告2「農地の利用目的変更」の番号1から番号4につきまして、去る4月13日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1の申請者は、伊佐市菱刈荒田に居住されているMOさんで、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字東水流5341番2で、地目は畑、地積は3,650㎡で、菱刈中学校から西へ約600mに位置しています。

申請地は、湿地で畑作が出来ないため基盤整備後から水田として利用していました。近くに水路もあることから今後も水田として利用したいとのことで、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

なお、土地改良区からは、地目は畑であるが、長年、水稻作付を行うなど現況田として利用を行い、隣接ほ場関係者へも周知も済ませているとの意見書が添付してあります。

以上のことから、本届出は適切であると思われることを報告いたします。

続きまして番号2の申請者は、伊佐市大口山野に居住されているHRさんで、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字高津原934番外2筆で、地目は畑、地積は3筆合計2,606㎡で、旧大口南中学校から北西へ約600mに位置しています。

申請地は、長年水田として利用しているもので今後も田として耕作したいことから、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

なお、土地改良区からは既に田として利用されており、今後周辺に大きな変化は生じないと思われるとの協議報告書も添付されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われることを報告いたします。

続きまして番号3の申請者は、伊佐市大口篠原に居住されているYRさんで、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字大迫691番1で、地目は田、地積は274㎡で、大口中央中学校から南へ約250mに位置しています。

申請地は、地目は田となっていますが排水不良により水稻耕作が困難なため、今後は盛土を行い畑として利用したいとのことで、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われることを報告いたします。

続きまして番号4の申請者は、伊佐市大口里に居住されているKTさんで、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口里字丸尾ノ下1438番1、地目は畑、地積は152㎡の内36.8㎡を利用し農機具倉庫を建設するもので、農地法施

行規則第29条第1項第1号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設2a未満で届出に該当します。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

この議案につきましては、10番農業委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(10番農業委員退席)

議長 事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転につきましてご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている TMさんです。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている認定農業者の MTさんです。

土地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字原田3991番1外1筆で、地目は田、地積は合計3,121㎡です。下荒田公民館から西へ約400mに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

次に番号2番については譲渡人死亡のため、取り下げがありました。

番号3番につきまして、譲渡人は神戸市西区伊川谷町に居住されている NHさんです。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている認定農業者の MHさんです。

す。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字新牟田1106番外3筆で、地目は田、地積は合計8,502㎡です。大口中央中学校から北東へ約600mに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

次に番号4番の譲渡人は番号3番と同じ NHさんです。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている認定農業者の NKさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字熊田312番1外7筆で、地目は田、地積は合計11,402㎡です。大口中央中学校から北東へ約200mに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

次に番号5番の譲渡人は、始良市加治木町に居住されている MMさんです。

譲受人は、番号4番と同じ認定農業者の NKさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口篠原字新牟田1071番で、地目は田、地積は2,993㎡です。大口中央中学校から北東へ約700mに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

番号6番の譲渡人は、神奈川県川崎市宮前区東有馬に居住されている KMさんです。

譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている認定農業者の THさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下2332番56で、地目は田、地積は1,010㎡です。大口高校から北へ約1kmに位置する圃場整備地区内の良く管理された農地です。

続きまして、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち、貸借につきましてご説明申し上げます。

68ページをご覧ください。

期間は2年から30年で、面積は田900,412㎡、畑73,537㎡の計973,949㎡です。利用権を設定する者の数280名、利用権の設定を受ける者の数169名です。

土地の詳細につきましては、15ページ番号1から67ページ番号295のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。 ここで、10番農業委員の入席をお願いします。</p> <p>(10番農業委員入席)</p>
議	長	<p>10番農業委員、許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
議	長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたしますが、4月17日に全国農業会議所の方から総会の在り方についてということで文書が来ています。</p> <p>3密を避けてください。総会は必ず開催してください。その中で対応策の例としまして、3密の回避ということでホテルを借りて開催するとか、小学校・中学校の体育館を借りてするとか、校庭で実施するとかきていますがこれについては難しいと考えています。</p> <p>また、農業委員が今11名ですがその半数以上の出席で総会は成立しますので、A班・B班に分けて開催するとか検討中のことです。</p> <p>それと、時間短縮での開催をお願いしますとのことですので、事前に議案書は配布してありますので、4条、5条、非農地証明願いは色々問題もありますが、3条だけは現地調査は済まされているかと思いますが、事務局の方で、譲渡人、譲受人、それから耕作面積を読み上げて報告に代えさせてもらい時間短縮をしたいと思います。</p> <p>せっかく現地調査をして報告書を作成されている方もいらっしゃると思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(「それでいいです。」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>それでは整理番号1番から20番まで、一括で事務局の報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。</p>

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について報告いたします。

69ページをご覧ください。

整理番号1番から譲渡人、譲受人、耕作面積について読み上げます。

整理番号1番の譲渡人は、HKさん、譲受人は、HHさんで耕作面積は、255, 535㎡です。

整理番号2番の譲渡人は、TKさん、譲受人は、HHさんで耕作面積は、255, 535㎡です。

整理番号3番の譲渡人は、HEさん、譲受人は、KYさんで耕作面積は、33, 812㎡です。

整理番号4番の譲渡人は、KTさん、譲受人は、KMさんで耕作面積は、今回の贈与分13, 712㎡です。

整理番号5番の譲渡人は、IIさん、譲受人は、MSさんで耕作面積は、9, 873㎡です。

整理番号6番の譲渡人は、TNさん、譲受人は、YKさんで耕作面積は、5, 997㎡です。

整理番号7番の譲渡人は、STさん、譲受人は、SKさんで耕作面積は、6, 160㎡です。

整理番号8番の譲渡人は、NSさん、譲受人は、MHさんは新規就農者で耕作面積は売買での取得分3, 662㎡です。

整理番号9番の譲渡人は、NYさん、譲受人は、YAさんで耕作面積は、17, 059㎡です。

整理番号10番の譲渡人は、ITさん、譲受人は、ASさんで耕作面積は、21, 149㎡です。

整理番号11番の譲渡人は、HMさん、譲受人は、HKさんで耕作面積は、20, 041㎡です。

整理番号12番の譲渡人は、NAさん、譲受人は、SSさんで耕作面積は、7, 326㎡です。

整理番号13番の譲渡人は、YMさん、譲受人は、YTさんで耕作面積は、68, 552㎡です。

整理番号14番の譲渡人は、YMさん、譲受人は、HMさんで耕作面積は、13, 462㎡です。

整理番号15番の譲渡人は、MTさん、譲受人は、IKさんで耕作面積は、6, 182㎡です。

整理番号16番の譲渡人は、TTさん、譲受人は、NTさんで耕作面積は、121, 853㎡です。

整理番号17番の譲渡人は、MOさん、譲受人は、KMさんで耕作面積

は、自作分191㎡と今回の贈与分9,003㎡で、合計9,194㎡です。

整理番号18番の譲渡人は、SSさん、譲受人は、MHさんで耕作面積は、86,312㎡です。

整理番号19番の譲渡人は、HEさん、譲受人は、TTさんで耕作面積は、49,981㎡です。

整理番号20番の譲渡人は、STさん、譲受人は、TTさんで耕作面積は、49,981㎡です。

以上になります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

それと、皆さんが現地調査に行かれて何か問題がありましたら報告お願いします。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から整理番号20番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から整理番号20番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数20件について、20件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月23日、申請人の代理人K行政書士立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、私6番農業

委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口宮人に所在する 社会福祉法人D 理事長 OZ さんです。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている OZ さんで、年齢は59歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的はグループホームとなっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字長迫463番97外1筆で、地目は畑、地積は合計2,980㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、曾木の滝温泉より南へ約200mに位置しており、南側は畑、北側も畑、東側は道路、西側は山林で周囲に与える影響はないと思われれます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る4月23日、申請人の代理人K行政書士立会いのもと、10番農業委員、6番推進委員、私8番農業委

員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されている OMさんで、年齢は30歳です。

譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている DSさんで、年齢は88歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅及び農業用倉庫となっております。

申請地は、伊佐市大口大田字原ノ巣1641番2で、地目は畑、地積は852㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、郡山八幡神社から東へ約500mに位置しており、南側は畑、西側は道路、北側は宅地、東側は宅地と畑で、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号3番について、去る4月23日、申請人がコロナ
ウイルスのため現地に来れず事務局の立会いのもと、6番農業委員、15

番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、福岡県筑紫野市筑紫駅前通に所在する株式会社 A 代表取締役 OYさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている TSさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山1191番22で、地目は畑、地積は1,515㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、三宝保全事務所から北へ約200mに位置しており、南側は畑、東側は山林、北側は畑、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量109.8kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書等、会社の定款、事業計画書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する確約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号4番については、譲渡人死亡のため取下げ申請が提出されました。

整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号5番について、去る4月23日、申請人 ISさん
の母親立会いのもと、10番推進委員、12番推進委員、私4番農業委員
の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈重富に居住されている ISさんで、年齢は37
歳です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている IKさんで、年齢は81
歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は一般住宅となっております。

申請地は、伊佐市大口曾木字西川3181番1、地目は田、地積は38
4㎡と、西川3181番3、地目は畑、地積は131㎡の2筆合計516
㎡で農地区分は第1種農地であります。

所在地は、曾木コミュニティーより北へ約200mに位置しており、
北側は道路、西側は田、南側は宅地、東側は道路を挟んで田であり、周囲
に与える影響はないと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被
害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、土地改良区の意見書等が添付
されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いい
たします。以上で報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長	整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、熊本県芦北郡津奈木町に所在する 合同会社 K 代表社員 YHさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている TTさんで、年齢は66歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字千代ヶ原1372番で、地目は畑、地積は2,092㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、湯ノ尾小学校から北西へ約1.5Kmに位置しており、南側は宅地、東側は市道、北側は畑、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員挙手。

		よって整理番号6番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、7番農業委員の報告を求めます。
7	番	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、3番推進委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。
農	業	譲受人は、東京都港区港南五丁目に所在する株式会社NE代表取締役TMさんで一般法人です。
委	員	譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているHZさんで、年齢は63歳です。
		本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。
		申請地は、伊佐市菱刈前目字屋敷前1525番で、地目は畑、地積は998㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。
		所在地は、菱刈庁舎から北西へ約1.5Kmに位置しており、南側は宅地、東側は雑種地、北側は道路、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。
		太陽光発電事業であります。パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。
		添付書類として、申請証、法定添付書類一式、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。
		調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。
		整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号7番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号8番について、2番農業委員の報告を求めます。</p>
2 番 農 業 委 員		<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、13番農業委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口青木に居住されているNKさんで、年齢は47歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口青木に居住されているNMさんで、年齢は35歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は農業用資材置場として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字星ヶ峯2970番で、地目は畑、地積は1,902㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、大口東小学校から東へ約1kmに位置しており、南側は農地と畜舎と畑、東側は畑、北側は畑、西側も畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号8番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る4月23日、申請人の代理人Y林業のMさん、Hさん立会いのもと、2番農業委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡県糟屋郡宇美町宇美に所在する合同会社 R・I 代表社員 SSさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている HHさんで、年齢は81歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈花北字小苗代原560番1で、地目は畑、地積は807㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。</p> <p>所在地は、田中小学校から西へ約1.7Kmに位置し、東側は今回同時に申請のあった太陽光発電施設用地、南側は道路を挟んで太陽光発電施設、西側は雑種地、北側は水路であり、周囲に与える影響はないと思われまます。</p> <p>太陽光発電事業であります。パネル設置枚数264枚、設置容量80.52kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求</p>

めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号10番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る4月23日、申請人の代理人Y林業のMさん、Hさん立会いのもと、2番農業委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、福岡県糟屋郡粕屋町に居住されているHYさんで、年齢は39歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈市山に居住されているSTさんで、年齢は68歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈字小苗代原560番2で、地目は畑、地積は1,726㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、田中小学校から西へ約1.7Kmに位置し、東側は今回同時に申請のあった太陽光発電施設用地、南側は道路を挟んで太陽光発電施設、西側は雑種地、北側は水路であり、周囲に与える影響はないと思われまます。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量108.6kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、住民票、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号10番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号11番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る4月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、8番農業委員、6番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。 譲受人は、大阪市中央区道修町に所在する 株式会社 E 代表取締役 KKさんで一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている EKさんで、年齢は66歳です。 本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。 申請地は、伊佐市大口大田字若宮ノ下1827番1で、地目は畑、地積は1,176㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。 所在地は、郡山八幡神社から東へ約700mに位置し、南側は畑、東側は道路を挟んで宅地、北側は宅地と畑、西側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業であります。パネル設置枚数288枚、設置容量90kwを予定してあります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いたします。以上で報告を終わります。
議	長	10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号12番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る4月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、2番推進委員、5番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、大阪市中央区道修町に所在する 株式会社 E 代表取締役 KKさんで一般法人です。

譲渡人は、北九州市門司区大里桃山町に居住されている TRさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈字新町原1481番2で、地目は山林で現況は畑、地積は1,004㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、田中小学校から西へ約200mに位置し、南側は宅地、東側は駐車場、西側は太陽光発電施設、北側は道路を挟んで宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数240枚、設置容量75.6kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号13番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番について、去る4月23日、渡し人 MTさんと、申請人の奥さん立会いのもと、10番農業委員、6番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口小木原に居住されている TEさんで、年齢は24歳です。

譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されている MTさんで、年齢は73歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口小木原字大丸362番220で、地目は畑、地積は500㎡で、農地区分は第1種農地で集落接続施設であります。

所在地は、春村公民館より東へ約30mの位置にあり、南側、東側は道路、西側、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号13番は、処分決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、1件の取り下げ、12件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る4月23日、申請人のKHさんのお母さん立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましてので、11番が報告いたします。

申請人 KHさんは、伊佐市菱刈川北に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈川南字辺郷1599番17で、地目は畑、地積は106㎡です。

周囲の状況は、宅地と水田で、非農地となった時期及び理由としましては、昭和40年頃から宅地への通路として利用しているとのことで、今後とも耕作される予定はないとのことでした。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 1 1 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、6番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る4月23日、申請人の代理人 K行政書士立会いのもと、12番農業委員、15番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましてので、9番が報告いたします。

申請人 KRさんは、伊佐市大口宮人に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字大住595番22外2筆で、地目は畑、地積は合計451㎡です。

非農地となった時期及び理由としましては、昭和55年に農地と知らずに増築や車庫を建築し現在に至ったとのこととす。

申請地の位置として、日本フードパッカーから北西へ約300m位に位置し、東側は宅地、西側は畑、南側も畑、北側は道路であります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまし
て去る4月23日、申請人が新型コロナウイルスの関係で来れないという
ことで事務局立会いのもと、10番推進委員、12番推進委員、私4番農
業委員の3名で共同調査をしましてので、4番が報告いたします。

申請人 SYさんは、宮崎市大字富吉に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番466で、地目は
畑、地積は448㎡です。

申請理由として、昭和55年頃、父 TMさんが地目変更をせずに住宅
を建築したもので、今回、娘である SYさんが相続の際に地目が畑であ
ることが分かり、非農地証明を願い出るものであります。

申請地の位置として、北薩病院より北東へ約800m位に位置し、北側、
東側は畑、西側は宅地、南側は道路となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、宅地で
ある為、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しまし
た。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出さ
れています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告
を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまし
て去る4月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、3番推進
委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましてので、
7番が報告いたします。

申請人 KTさんは、伊佐市菱刈下手に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字飛田3070番で、地目は畑、地
積は987㎡です。

申請地の位置としては、下手消防詰め所から東へ約500mに位置して
います。

周囲の状況は、南側は宅地と畑、東側は宅地、北側は山林、西側は宅地
となっております。

非農地となった時期は、昭和60年に牛舎を建築し現在に至っていま
す。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性
は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出さ
れています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告
を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第4号「非農地証明願」についてのうち、整理番号5番につきまし
農 業 委 員 て去る4月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、7番推進
委員、11番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、
2番が報告いたします。
申請人 NSさんは、鹿児島市谷山中央に居住されています。
申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字ホキノ上38番2で、地目は田、
地積は14㎡です。
申請地の位置としては、伊佐市文化会館から北へ約50mに位置してい
ます。
周囲の状況は、東側は宅地、西側は雑木林、南側は宅地、北側も宅地と
なっております。
非農地となった時期及び理由はとして、昭和61年で月日は不詳で、圃
場整備事業で残地での配分を受け、平成5年に維持が困難になり、耕作を
放棄したことによりものであります。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性
は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出さ
れています。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告
を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号5番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長

議案第4号「非農地証明願」5件申請のうち5件の許可が決定いたしました。

議 長

その他。事務局お願いします。

事 務 局

総会資料の最終ページをお開きください。4月の月例報告をします。
9日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第1回農業委員会の総会です。
5月の行事予定ですが、11日に5月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。29日が第2回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議 長

他にないでしょうか。

事 務 局

以上で、令和2年度 第1回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。

事 務 局

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時20分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7 番

伊佐市農業委員 8 番